

# 登録されるとどうなるの？

町の大切な自然環境やこれまでの自然を活かしたまちづくりの取組が世界基準で認められること、また、みなかみの自然を守り続けることを世界に宣言し、町全体の自然環境保全への機運・関心が高まることから、例えば以下のようなよい効果が期待できます。

みなかみ  
ブランド

イメージ

学校  
教育子育て  
支援自然  
環境自然との  
共生

世界基準の自然とふれあうアクティビティ、世界基準の自然環境で栽培されたお米やリンゴなどの農作物、などなど自然を活用した産業のブランド、イメージが大きく向上します。また、世界に取組が伝えられ注目度が高まります。自然豊かな町というイメージがさらに向上し移住促進にもつながります。

「みなかみならでは」の自然ふれあいプログラムやカリキュラムなどが開発され、グローバルで質の高い環境教育や自然を活かした子育て支援につながることに加え、ユネスコによる教育的効果も期待できます。また、国内外のユネスコエコパーク登録地域や研究者との連携が図られ、みなかみの自然の研究が進みます。

町の自然の価値やその必要性が再認識され、町民のみならず多くの人々の関心が高まり、みなかみ町の自然環境がしっかりと守られます。また、前述の研究成果等に基づいた科学的観点による自然の適正利用が期待できます。豊かな自然環境やそこにあるくらし、歴史文化が次世代につながり、持続的に自然の恩恵を受けながら自然と共生していくことができます。

# みなかみ ユネスコエコパーク

さあ世界へ！  
Biosphere Reserves

1



「谷川岳オキの耳付近から望む景色」

# でも登録されただけでは効果は半減

## みんなで進めていこう！ 「みなかみユネスコエコパーク」

登録されただけでは、世間から一時的に注目されるだけで持続的なよい効果を得ることができません。

町民のみなさん、事業者、関係行政、団体など町全体が同じ目的に向かい、自然を守り活用し広めていく取組を考え、そして実践していくことがとても大切です。

ユネスコエコパークであることの利点を最大限に活かし、未来を担う子どもたちにみなかみの自然や歴史、文化をつなげていきましょう。



## STEP 1

今年の8月31日に、日本ユネスコ国内委員長に対し、みなかみのユネスコエコパーク登録に関する意思表明を行い概要申請書を提出します。

■発行・お問い合わせ先  
みなかみ町 まちづくり交流課 エコパーク推進室  
〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野1744-1  
みなかみ町観光センター2F（上越新幹線毛高原駅前）  
TEL 0278-25-5029（直通） FAX 0278-62-3211

【第1回 平成27年8月1日発行】



みなかみ町のユネスコエコパーク登録に向けた取組などを  
シリーズでお伝えします。



みながみ町の自然を未来へ

みなかみ町は自然に恵まれたすばらしい町です。

谷川岳などの名峰、利根川のきれいな水、18カ所からわきでる温泉、ホタルの里、おいしい農産物、登山やスキー、ラフティングなどの自然を活かしたアクティビティなどなど、毎年多くの観光客がこれらを目的にみなかみ町を訪れます。

みなかみ町に住むわたしたちは、自然の恵みを受けながら、そして自然と上手につき合いながらくらしています。

わたしたちにとって自然はなくてはならないとても大切なものです。

自然是資源です。わたしたちがただその恩恵を受け続けければいつかは無くなってしまいます。

そうならないように、わたしたち一人一人がそのことを認識し、先人達が守ってきた自然、そしてそこにある暮らしや文化・歴史を未来へつなげていかなければなりません。

みなかみ町では平成20年に『みなかみ・水・「環境力」宣言』を行い、町の大切な自然を「まもる・いかす・ひろめる」取組を進めてきました。

その取組を発展させ、自然をより大切にし、わたしたちが自然の恵みをもっと感じ取ることができ、自然との共生がずっと続いていけるように、そしてみなかみ町のすばらしさを世界に発信し、さらに多くの方にみなかみのいいところを知ってもらい訪れてもらえるようにするため、みなかみ町はユネスコエコパークの登録をめざします。



ユネスコエコパークってなに?

ユネスコエコパークとは、世界遺産登録なども行っているユネスコ(国連教育科学文化機関)のプロジェクトの一つで、豊かな自然と人のくらしがずっと続いていくための取組を積極的に実践する地域を登録するしくみです。正式名はBiosphere Reserves(生物圏保存地域)ですが、日本では親しみやすいように「ユネスコエコパーク」と呼ばれています。

ただ世界的な自然景観があるだけでなく、その自然を守り活用していくといった、人と自然との共生のまちづくりに取り組んでいる地域でなければユネスコエコパークになることができません。現在日本国内では屋久島や南アルプスなど7カ所が登録されています。

## ＜世界自然遺産とのちがい＞

(世界自然遺產)

手つかずの自然そのものが認定され、それを厳重に保護していくために新たな規制が発生することがあります。

(ユネスコエコパーク)

3つの土地利用区分(核心地域、緩衝地域、移行地域)を設定し、自然と人が共生していくための取組や計画が認定されるものです。既存の国内法令等に基づく担保が必要となります。新たな規制等は発生しません。



つまり、ユネスコエコパークに登録されることで、これまで可能だったことができなくなることはありません。

# 「利根川の水源 大水上山の雪渓」